

第 1 3 2 9 回 東 京 都 建 築 審 査 会
同 意 議 案

同意議案

開催日時 令和3年11月15日 午後1時39分～午後2時24分
開催場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

出席者	委員	佐々木	宏
	〃	野本	孝三
	〃	有田	智一
	〃	寺尾	信子
	〃	石崎	和志
	〃	猫田	泰敏
	〃	関	葉子
	幹事	山崎市街地建築部長	
	〃	浅井多摩建築指導事務所所長	
	書記	松江市街地建築部調整課長	
	〃	曾根市街地建築部建築指導課長	
	〃	竹内都市づくり政策部緑地景観課景観担当課長	
	〃	大塚多摩建築指導事務所建築指導第一課長	
	〃	金子多摩建築指導事務所建築指導第二課長	
	〃	河野多摩建築指導事務所建築指導第三課長	

○松井書記 ただいまから第1329回東京都建築審査会を開催いたします。

それでは、本日の議題につきまして申し上げます。本日の議題は、お手元に配付してございますとおり、1番目に同意議案といたしまして、個別審査分2件、一括審査分4件、計6件のご審議をお願い申し上げます。2番目に協議事項がございます。3番目に口頭審査が2件ございます。以上が本日の議題でございます。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

○佐々木議長 それでは、同意議案の審議に入ります。

今日は、傍聴人は今いらっしゃるということでよろしいですね。

○松井書記 はい、いません。

○佐々木議長 それでは、議案について事務局から説明をお願いします。

○松井書記 最初は、建築指導課が所管いたします建築基準法第55条第3項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件1件でございますので、読み上げます。

整理番号1番、議案番号21。建築主、東京都知事小池百合子。中野区野方3-1001ほか。高等学校でございます。

以上です。

○佐々木議長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○野本委員 議案第21号について、3点お伺いいたします。

まず、12ページでございます。近隣住戸に最も近接するのが西側との説明でございますけれども、近隣への配慮として、校舎棟あるいは実習棟の3階部分の窓ガラスを曇りガラスにするなんていうことは考えられないでしょうか。

それから、2点目でございます。同じく12ページの校舎棟北立面図でお尋ねします。法第55条で一低層区域内で高さ規制と緩和が規定されております。屋上の階段室や昇降機棟は、建築面積の8分の1、高さ5mまでは高さに算入されない規定がありますけれども、キューピクルや太陽光パネルへの高さ規制の適用はどのようになっているのでしょうか。

3点目に、20ページでお伺いします。敷地南側に妙正寺川がありまして、さらに南側に現在の実習棟があります。妙正寺川の北側上部は現在どのような利用形態となっているのでしょうか。また、実習棟解体後、この敷地はどのような利用計画となっているのでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長 答えをお願いします。

○曾根書記 お答えいたします。

まず、1点目のご質問でございます。西側に隣接する部分のガラスに関してでございますが、窓ガラスにはカーテンを設けるといふことと、あと曇りガラスにすることについても、現在、建築主のほうで検討をしている最中であると聞いてございます。

それから2点目、高さの扱いでございます。ご指摘いただきました法第55条以降の高さの制限の適用におきましては、こういったキュービクルとか太陽光パネルというのは、水平投影面積の合計が建築面積の8分の1以下であれば、5mまでは高さに算入しない取扱いとしてございます。本件計画についてですけれども、この計画は、キュービクルとか太陽光パネルを除いたとしても、高さ制限値の12mあるいは10mを超えています。パラペットの部分でもう既に超えておりますので、建築物の屋上部分の水平投影面積にかかわらず、キュービクルの頂点であります最高高さ16.22mを本件の最高高さとしてございます。

それから、今ある実習棟でございますけれども、それに関わりまして、まず妙正寺川の状況でございますが、妙正寺川には橋がかかっておりまして、それを介して生徒さんが行き来をしてございましたが、現在は妙正寺川の河川の拡幅工事が行われておりまして、環状七号線から計画敷地までの間、妙正寺川の上部に仮設の構台の設置が行われている最中でございます。その構台の設置後につきましては、構台部分を工事車両の導入路として使用する計画となっております。ご質問のありました実習棟の解体後につきましては、実習棟がございまして妙正寺川を挟んで南側の敷地につきましては、解体後の利用計画はまだ未定であると聞いてございます。

以上、3点でございました。

○野本委員 3点目の妙正寺川の上ですけれども、20ページの図面で見ると、升目になっているので、ひょっとしたら敷地が、実習棟のあるところと本体のあるところが一体的利用ができるのかなと思ったんですが、今の説明でありましたように、それはあくまでも河川の改修工事の間設ける構台ということで、一体的敷地利用ができる状況ではないという理解でよろしいのですか。

○曾根書記 図面上、升目に見えるところは仮設の構台の部分ということになりますので、これは工事中の仮設ということになります。

○佐々木議長 ほかにございますか。

○関委員 すみません、今の話で、計画がちゃんと理解できていないのかもしれないんで

すけれども、南側の実習室は、工事が完了までは使うということなんですかね。

○曾根書記 お答えいたします。

工事の完了までは、妙正寺川の南側の実習棟は使います。

○関委員 校舎としては、ほかに今使っている校舎というのはどこにあるんですか。

○曾根書記 この敷地内になるんですけれども、北側の道路の反対側に仮設の校舎を今建築中ございまして、工事中はそちらの仮設の校舎で授業を続けることになります。

○関委員 では、計画地にもともと建物があって、今後、当面は北側の空地のところ仮設校舎をつくられるということですか。

○曾根書記 そうでございます。

○関委員 あと、近隣の方の反応というのはどういう感じですか。

○曾根書記 お答えいたします。

こちらの計画は、これまで2回、住民説明会を行いまして、いずれも工事車両についてのご指摘がございまして、工事車両については全て妙正寺川側から出入りをするようにのご意見があったということでございまして、この計画自体への反対のご意見は出ていないと建築主のほうから聞いてございます。

○関委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木議長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件についてご説明をお願いします。

(幹事・書記 席交代)

○松井書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします個別審査案件の説明となります。よろしく申し上げます。

○大塚書記 それでは、議案第1026号についてご説明をいたします。

議案書をご覧ください。建築主は小田急バス株式会社、建築敷地は狛江市中和泉一丁目1837番1先、地域地区等及び建築物の概要は議案書記載のとおりでございます。

資料の右上のページ番号1ページ、A4判になります申請理由書をご覧ください。本件は、狛江市役所前の既設のバス停留所上家を建て替えるに当たりまして、道路内への建築になることから、建築基準法第44条第1項第2号の適用について許可申請がなされたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、建築基準法第44条第1項第2号に関する一括許可同意基準チェックリストをご覧ください。本件は、バス停留所上家に広告板を設置する計画であるため、⑦の「上家には広告物等の表示をしないこと」の基準に合致せず、個別審査をお願いするものでございます。

3ページの案内図をご覧ください。計画地は、小田急線狛江駅の北側、狛江市役所の西側に位置しております。

4ページの用途地域図をご覧ください。計画地は近隣商業地域で、準防火地域、30m第二種高度地区が指定されております。

続いて、5ページの現況図、現況写真をご覧ください。写真にありますのが既設のバス停留所上家でございます。

6ページの配置図をご覧ください。図の黄色い線で示しておりますのが既設のバス停留所上家の位置でございますが、これを赤線で示しております、ほぼ同位置に建て替える計画となっております。

続く7ページに断面図、その次の8ページに平面図、屋根伏図、立面図、断面詳細図をお示しておりますが、8ページの立面図でご覧いただけますように、広告板を2枚設置する計画となっております。

9ページは竣工イメージとなっております。広告板は歩行者等の通行の妨げとならないよう車道側に設けることとしており、また、広告板下のスペースをできるだけ広く取るなど、通過車両とバス利用者相互の視認性確保に配慮がなされた計画となっております。

お手数ですが、一番最初の議案書の「調査意見」にお戻りください。最後の部分でございます。以上のことから、本計画は自動車、歩行者の通行上支障がないと認め、許可したいと考えております。

なお、道路管理者、警察、消防からは、道路管理上、交通上、消防活動上支障はない旨の回答をいただいております。

最後に、補足でございますけれども、今回のような広告付バス停留所上家につきまして、屋外広告物の関連におきましては、その設置及び広告物表示に関しては、仕様やデザインに関するガイドラインや基準、手続などの枠組みが定められておまして、それらに基づくものについて認められるということで聞いております。

説明は以上でございます。

○佐々木議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いします。

○野本委員 狛江市のバス停についてお伺いします。広告付バス停は23区内でも割とよく見られるんですけども、その際、設置費とか、あるいは維持費、広告板設置の費用を全面的に持つとか、一部負担するとか、そういった寄与をすることが普通となっているんですが、今回の例では、そういったことについてはいかがでしょうか。

○佐々木議長 お答えをお願いします。

○大塚書記 今回の申請者の代理人となっております業者が、バス停の設置と設置後の広告物の掲出、メンテナンスや維持管理も含めまして、一体的に請け負っているということで聞いております。

○佐々木議長 ほかにございますか。

○石崎委員 今、野本委員からもありましたが、広告物がついたバス停は比較的好く見られるように思うんですけども、それにもかかわらず、一括審査の許可基準では、広告物は表示しないこととなっております。これについて、これまでかなりの数が許可をされていると思うんですが、どのくらいあるのかということと、この際、許可基準にそういうものを整理するというお考えはないのかどうかということ。

もう一つ、広告物の表示の設置基準を見ますと、「景観上支障のないものは、この限りではない」という形になっています。先ほど屋外広告物法の話がございましたが、これは、たしか狛江市の景観計画の区域に入っていると思いますので、そういう観点からの議論があったのでしょうか。それについて教えてください。

○佐々木議長 これまでの実績はお答えできますか。

○大塚書記 1点目の事例についてでございますけれども、まず建築基準法第44条に基づきますバス停上家の道路内設置については、都が特定行政庁として許可したものが、数えたもので、平成26年以降で40件ございます。これは全て多摩建築指導事務所の所管案件ということになりますけれども、そのうち広告板等が表示されることによって個別審査となったというものが3件でございます。設置場所の個別の交通状況などに照らしまして、通行上支障ないということで許可をしておるものでございます。

なお、区部を含めました都内全域における同様の事例ということですと、建築主側から聞くところでは、広告付バス停上家として600超、そのうち広告板が2枚設置されているものについても20を超える程度の事例があるということで聞いております。

続きまして、2点目のご質問で、基準に関するご質問だったかなと思います。基準は本庁のほうで所管をしておりますので、本庁の部署とも相談しておりますけれども、本基準

につきましては、審査が比較的簡易に済む一括審査のための基準ということでつくられております。今までのところ、法文上の通行上支障がないかどうかという視点から、広告物の表示がないものであれば簡易に一括審査として、表示があるものであれば、それらの通行上の支障の有無を個別に審査するべきものということで考えております。

ただ、広告物につきましては、ここ数年、やはり時代とともに、良好なものについては緩和がされてきていたり、実際、町なかでもよく見られるものになってきているのかなと思っておりまして、ご意見を踏まえまして、これまでの実績や実際の取扱いなど、都内のほかの特定行政庁、区部とか、そういったところの動きも踏まえまして、本庁とともに都として検討していけたらということで考えております。基準については以上です。

もう1点、3点目のご質問で、狛江市の景観に関するご質問がございました。狛江市には狛江市景観まちづくりビジョンというものがございまして、主に色彩についての基準を定めているものですが、こちらは、市に確認いたしましたところ、景観法などの法に基づく計画ではございません。また、届出の仕組みなども特に位置づけられていないということでございますので、例えば、市のまちづくり条例に基づく届出があったりしたような機会を捉えて、基準に従うよう指導を行っているものだというふうに聞いております。本計画地は、確かにこの景観まちづくりビジョンの1つのエリアであります狛江駅周辺エリアに含まれるようではありますが、市からは、今回のバス停の上家につきましては、今後、屋外広告物に関する審査のタイミングで、このまちづくりビジョンの基準についても事業者と協議を行うということで聞いております。

○関委員 1つは今聞いていただいたので大丈夫かなと思うんですが、広告物がこういう審査で問題になる理由として、以前、車道側に広告が向いていると運転する人が目を奪われて危ないからという話を聞いたことがあるんですけども、今のお話ですと、車道側に広告が向いているか向いていないかに関わりなく、むしろ物理的な通行の安全性を重視されているということになるのでしょうか。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 建築基準法44条の許可をするに当たりましては、車両とか歩行者の通行上の支障があるかどうかという判断でやっている認識しております。

○関委員 では、例えば車道側に広告が映るかどうかとかはあまり建築基準法の範疇ではなく、屋外広告物法の範疇と考えておくということになりますか。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 完全に影響がないかというのはなかなか申し上げにくいんですけども、屋外広告物のほうのルールにのっとって、当然、掲示されているものとか基準が定められていますので、そちらはそちらで行うということで、基準法としては、繰り返しになりますが、通行上支障があるかという視点で許可の判断をしております。

○関委員 だから、考えようによっては、そこがたとえ雨よけの壁であったとしても、広告ではなくても、そこは問題になり得るような気がして、ある程度定型的なというか、こういうものは同じようなバス停の上家ばかり出てくるので、大体決まっているような構造のものだとほとんど問題ないということになると思うんですけども、たとえ広告ではなくても、例えば時刻とか乗換えを知らせるような看板でも、あるいは雨よけの壁でも、そういうものがあれば、それは個別審査になるということになりますか。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 資料の2ページに一括の基準を載せておりますけれども、今、委員ご指摘のような③から⑥に当たる部分については構造規模等ということで、例えば、③で「風防のために設ける必要最小限のスクリーンを除く」とか、こういう規模、これであれば通行上、完全に支障がないだろうというものについては一括の基準として定められているわけですが、ここに当たらなければ、そこは個別で判断をするということになるかと思えます。

○関委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木議長 ここに観点として広告物のことが出てきているのは、私自身もちょっと違和感を感じているところですけども、恐らくもともと道路管理者、警察、消防、建築基準と4者で、これはほかの法律も含めて、まとめて協議して運用してきたという中で、多分こういう基準がつくられてきたのだらうと思っています。屋外広告物については、道路上は全部許可の対象ですので、必ずそっちのチェックを通るわけで、そちらにも交通とか、そういう観点が入ってきているわけですから、そういう意味では二重チェックになっている可能性がありますので、ここのところはちょっと整理をしていただいたほうがいいのではないかなというのが私自身の意見で、先ほど石崎委員がおっしゃったのも恐らくそういうことだらうと思っておるので、ぜひちょっとそれはご議論いただければと行政庁側をお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。

○猫田委員 大変単純な質問で恐縮なんですけれども、この上家が設置される場所を図の

9で見えておりますと、車道には出ておりませんで、歩道だけにかぶさる形になっていますよね。それで、議案第1026号のおまとめいただいている申請の要旨には、「バス停留所の上家の新築にかかる道路内建築許可」という言葉が使われております。ここは道路という言葉を使っているんですけれども、道路というのは歩道も含むという意味なのでしょうか。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 歩道も含めた部分が道路ということでございます。

○佐々木議長 ほかにございますか。

それでは、次の案件についてのご説明をお願いします。

○金子書記 それでは、議案第2024号についてご説明させていただきます。

本件は、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、法第43条第2項第2号の適用について許可申請がなされたものでございます。

建築物の概要につきましては、様式2の表をご参照ください。

1枚おめくりいただきまして、様式3をご覧ください。申請地は東村山市萩山町四丁目、西武多摩湖線の萩山駅から北に約350mの場所に位置しております。本件に関わる道は、配置図のとおり、現況幅員3.283mから3.733m、延長50.842mの道で、東側で法第42条第2項道路に接続しております。このたび道に関する協定におきまして、道部分の権利者全員の承諾が得られないことから個別審査をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、2-1ページの協定内容説明図をご覧ください。ページ中央下の赤枠で囲われた部分が申請地となっております。また、黄色に塗られている部分が建築基準法による道路で、赤色に塗られている部分が本件に関わる道、桃色に塗られている部分が道の将来後退部分でございます。

なお、本件に関わる道沿いでは、道の北西部の[]などの敷地におきまして、本件と同様に法第43条に基づく許可をしております。

1枚おめくりいただきまして、2-2ページ、右側の道の所有者一覧表をご覧ください。関係権利者14名中11名の承諾が得られております。

1枚おめくりいただきまして、3ページの現況写真をご覧ください。申請地は、ページ左下の写真④、⑤のとおり、現状更地となっております。また、本件の道は、その他の写真のとおり、道路状に整備がなされておきまして、敷地との境界も明確であり、権利者の過半以上の承諾が得られていることから、将来にわたって道として維持管理されるものと

考えております。

1枚おめくりいただきまして、4ページの配置図をご覧ください。計画建築物は外壁面から隣地境界線までの距離を50cm以上確保した計画としております。また、道が行き止まりであることから、敷地内には回転広場に準ずる空地を確保するとともに、敷地南側に隣地への避難経路を設け、2方向避難が可能な計画となっております。

続きまして、5ページが1階・2階平面図、6ページが立面図、7ページが断面図となっております。計画建築物の外壁及び軒裏を防火構造とし、防火性能を向上させる計画としております。

では、恐れ入りますが、冒頭の議案書にお戻りいただきまして、「調査意見」の下段をご覧ください。以上のことから、本計画は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認め、許可したいと考えております。

ご説明は以上です。

○佐々木議長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見をお願いします。

○関委員 様式3の配置図でいくと、回転広場に準ずる空地というのがあるんですけども、このお宅がつくるといことなんですよ。

○金子書記 おっしゃるとおりです。

○関委員 このお宅までは35m道路から延長がないので、この人がつくらなければいけないのかなとちょっと思ったんですが、このあたりは公平性というか、むしろもっと奥の人がただ乗りしていいのだろうかというような、この辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかを教えていただきたいんです。

○佐々木議長 お願いします。

○金子書記 答えいたします。

まず、東京都の許可運用指針上、延長距離に関する具体的な数値につきまして、位置指定道路のような35mといった数値の規定はない状況でして、こういった個別審査案件で道が行き止まりの場合は、指針に基づきまして回転広場に準ずる空地の確保を求めておりまして、今回、道の沿道で仮に各許可申請がなされた場合においても、皆さんの敷地ごとに回転広場を確保していただくように一応指導はさせていただいておりますので、特段何mとか、そういった基準は今のところない状況です。

○関委員 そうすると、今まで奥のほうの家でも建て替えがあったか分からないんですけども、言われて断った人がいる可能性があるということですかね。

○金子書記 今回の道に関しましては、2-1の協定内容説明図をもう1回ご覧いただきたいんですが、左上の11-33において直近では許可の申請がなされているんですが、こちらにおいても同様に、従前の許可のとき、回転広場に準ずる空地を確保してもらっています。

○関委員 それはどこかに書いてありますか。

○金子書記 今回は当該敷地の部分しかないんですけども、従前の許可についても同様の対応はさせていただいております。

○関委員 逆に、奥のほうに回転広場に準ずる空地があるのだったら、手前につくらなくてもいいような気もしなくもないんですが、もし全部のお宅がつくとなると、無駄に——もちろんいっぱい空地があるのはいいことではあります、必要以上に空地ができしてしまうような気もするんですが、その辺はどういうふうにと考えたらいいでしょうか。

○金子書記 回転広場に準ずる空地に関しましては、特段そこに車を置いては駄目だとか、そういった規定をしているわけではなくて、通常置いてあるご自宅もありますので、そういったことを勘案すると、少しでも多くの回転広場を確保して道としての安全性を確保していこうというところで、原則的には各許可申請ごとに回転広場に準ずる空地を設けていただくようご指導いただいております。

○関委員 広場は事実上設けてはいるけれども、敷地にも含めてよくということですね。

○金子書記 そうですね。おっしゃるとおりです。

○関委員 では、緩やかな縛りというか、建てるのだったら少し前を開けて、後ろに建ててくださいという話であって、もともと一定の空地部分はおうちもあるので、それを通路側につくってくださいというのに近いわけですね。

○金子書記 そうですね。車を置いておいては駄目だということまでは縛っていないので、そういった面で言えば、極力多くの空地を道沿いにつくっていただくという趣旨でございます。

○関委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐々木議長 今の点は、要するに、回転広場といっても誰でも使えるわけではなくて、現にこのお宅の車がここで切り返しができるというぐらいのところ、ある意味では、入っていった車がバックして元の位置まで出なければいけないということではないようにというイメージだと思いますね。

○金子書記 そうですね。

○関委員 ちなみに、回転広場に準ずる空地部分は一応舗装するんですか。

○金子書記 そこまでは求めておりません。砂利等でも構いませんし、舗装までは求めておりません。

○関委員 そこは特別区とかだと割と道路状に整備させ、それを許可条件にしていたりするんで、同じだとすごく酷だなと思ったのでお聞きしました。でも、納得しました。ありがとうございます。

○佐々木議長 1点。この件については、申請者は個人のお名前になっていて、XXXXXXXXXXという方で、図面の上と協定の説明図では株式会社東京不動産管理となっているんですけども、これは現在の所有者が東京不動産管理という会社だということですね。

○金子書記 おっしゃるとおりで、XXXXXXXXXXは取得予定者ということになっております。

○佐々木議長 そうすると、この協定はどなたのお名前ということになるんですか。

○金子書記 現状は株式会社東京不動産管理のほうでつくられております。

○佐々木議長 そうすると、協定書は東京不動産管理が……。

○金子書記 失礼いたしました。XXXXXXXXXXも一応協定書には載っかっていると。すみません。

○佐々木議長 では、当然にXXXXXXXXXXもその協定の一員に入るとということですね。

○金子書記 はい。

○佐々木議長 分かりました。

ほかにございますか。

それでは、本件についてはこの程度としまして、次をお願いいたします。

○松井書記 続きまして、多摩建築指導事務所が所管いたします建築基準法第43条第2項第2号に関する一括審査による許可同意基準に係る審査案件3件を読み上げさせていただきます。

整理番号2番、議案番号1023。建築主、株式会社ホーク・ワン。国立市西1-18-67。一戸建て住宅でございます。

整理番号3番、議案番号1024。建築主、XXXXXXXXXX。XXXXXXXXXXほか。一戸建て住宅でございます。

整理番号4番、議案番号1025。建築主、XXXXXXXXXX。XXXXXXXXXXほか。共同住宅でございます。

以上です。

○佐々木議長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○野本委員 議案第1023号についてお伺いします。様式3を見ますと、今回、道というところが予定されているんですけども、当該道の北側部分は白くというか、特に色塗りされていないんですが、ここについてはどのような位置づけになっているのでしょうか。

○佐々木議長 お答えをお願いします。

○大塚書記 お答えいたします。

本件の道の北側の交差点までの部分につきましては、建築基準法の道路ではありませんけれども、過去に道に関する協定が結ばれまして、沿道で許可をした実績のある道となっております。

○野本委員 聞いたのは、こういうふうに必要な最低限のところまでではなくて、できるだけ長く協定通路としたらいいなと思ったんですけども、その先の部分は、色塗りはしていないんですが、協定通路になっているということでよろしいんですか。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 そういうことでございます。

○関委員 今の部分は私も思ったんですけども、赤い部分にどのくらい接しているのかなと見ていたときに、上も道だとすると、そんなにどれだけ接しているんだろうと気にする必要もなかったのかなと思ったので、ほかの協定でも協定通路があるときに、別の色か何かで分かる、その家をめぐる避難状況とかが分かりやすいなとは思いました。別にそうしてくれというわけではないんですが、それを感じました。

あと、1024号で、結構きれいな通路というか、ちょっと隅切りが足りないところがありますが、全員が承諾していないので、恐らく位置指定道路とかにはできないのかなと理解しているんですけども、同意されていないのはどのあたりの方なのか。やっぱり間口の方ですか。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 お答えします。

本件の道については、議案書の様式2のとおり、15名中5名が未承諾ということになっておりますけれども、様式3の図をご覧いただきまして、道の南側で、おっしゃるとおり、建築基準法の道路に接続する部分の角の方をはじめとしまして、あとは遠方に住まれていると連絡が取れないとか、そういう方ということになっております。

○関委員 あと、1025号で、黄色い前面道路に水路から接続しているんですが、水路部分の赤く塗りつぶされている部分が不思議な形をしているので、これは一体どういう状況なのかを教えてくださいと思います。

○佐々木議長 お願いします。

○大塚書記 この赤い部分については、従前より水路をまたいでいます既設の橋の形状になっておりまして、既にこの形で市より水路の占用許可を得ております。

○佐々木議長 ほかにございますか。

それでは、以上で質疑を終わります。傍聴人はまだいらっしゃらないですね。

○松井書記 ありません。

○佐々木議長 それでは、これより評議に移ります。本日付議されました同意議案について、委員の間でさらに検討すべきことはございますでしょうか。よろしいですか。

(評 議)

○佐々木議長 それでは、同意議案につきましてお諮りをいたします。第21号議案、第1023号議案から第1026号議案、第2024号議案、計6件の議案についてご審議を願いましたが、この6件の議案について、原案どおり同意することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木議長 それでは、6件について同意をすることといたします。

